

『新撰龜相記』所載の 鎮火祭起源の伝承について

工　藤　浩

る。

本稿の目的は、『新撰龜相記』所載の鎮火祭起源伝承の形成過程を検討し、その持つ資料としての価値を明確にする事にある。

氏文に記載された独自伝承には、國家神話としての記・紀に吸収される以前の、氏族の古伝承の内容が反映されている可能性がある。例えば、『先代舊事本紀』のニギハヤヒについての記述は、記・紀の天孫降臨神話の形成過程と深い関わりを持つであろう、物部氏の古伝承を伺い知るための資料となり得よう。

今回とりあげた、ト部の氏文『新撰龜相記』の本文424-44行に見られる記事は、鎮火祭の起源を語っており、記・紀のイザナミノミコトの火神出誕神話の異伝であるという二点で「鎮火祭祝詞」と同じ性格を有するものである。記・紀の所伝は直接鎮火祭について言及していないが、そこに鎮火祭の概念が含まれるものと仮定すれば、記・紀のイザナキ・イザナミ神話の原資料の一つにト部氏の鎮火祭に関する古伝承が存在し、その内容が『新撰龜相記』の記事から推定される可能性がある。またこの仮定が成立しなければ、当該記事は、記・紀の記述をもとに主題をすりかえて形成された事になり、その改変の時期や動機はもとより、鎮火祭そのものの成立についても考えてみる必要が生じてくる。

はじめに、各伝承の話の筋が、どのように展開されているかを概観してみたい。検討する資料は、『新撰龜相記』・「鎮火祭祝詞」に加えて『日本書紀』第五段の一書第一・三・四・六・七・八・九・十と『古事記』で、伝承は合計十一種である。これらの所伝を考察の便宜上、

(一) 火神の名

(二) イザナミノミコトの冥界からの返(還)坐

(三) イザナミノミコトの生んだ神々の名

(四) 火神被殺

(五) 冥界、冥界と顯界との境界を示す語

(六) イザナミノミコトが示した禁忌と、イザナミノミコトの破

(七) 約
禊祓

の七要素に分け、表に示すと、次のとくである。

紀一書十	紀一書九	紀一書八	紀一書七	紀一書六	紀一書四	紀一書二	紀一書三	文献
x	x	軻遇突智命	軻遇突智	火神軻遇突智	火神軻遇突智	火神軻遇突智	火產靈	(一)
x	x	x	x	x	x	x	x	(1)
x	x	x	x	x (注2)	吐 ↓ 金山彦 大便 → 小便 → 埴山媛 土 神 埴 山 姫 <small>(注1)</small>	水神罔象女 天吉葛	水神罔象女 土神埴山姫	(III)
x	x	○	○	○	x	x	x	(四)
泉平坂	泉國	殯斂之處	x	黃泉 泉津平坂	x	x	x	(五)
○	○	x	x	○	x	x	x	(六)
○	x	x	x	○	x	x	x	(七)

			古事記	火之夜藝速男神
		鎮火祭	火之弦毘古神	
新撰龜 相記	迦具土神 (火神) (注) 3	火結神	火之迦具土神	×
	○	○	尿	多具理→金山毘古神 金山毘賣神 ↓波邇夜須毘古神 波邇夜須毘賣神 和久產巢日神
	埴山姫	金山彦 (金神也) 今鑿也 彌弥都波能賣神 (水神)	水神 川菜 埴山姫	○
	今壺也	×	下國 与美津枚坂	黃泉國 黃泉比良坂
		○	○	○
		○	×	○

(注) 1 この後に「即軒遇突智娶埴山姫、生稚產靈。」とある。

2 「軒遇突智」出誕以前に「水門神等號速秋津日命。木神等號句句廻馳。土神號埴安神。」などを産んだ事

が記されている。

3 () は割註である。(三) の欄も同様。

一見して『日本書紀』の所伝は、(三) の要素を持つもの〈甲〉と、(四) 乃至(五) の要素を持つもの〈乙〉の二系統に分けられる事、『古事記』『鎮火祭祝詞』『新撰龜相記』のそれは、この二系統の所伝を合成したもの〈丙〉である事の二点が確認できる

だろう。このことを念頭に置いて、まず、記・紀の所伝に鎮火祭

の概念が介入していると考えられるかどうかを確認してみることにする。

紀』第三の一書の所伝である。ここに鎮火祭の思想の反映を認めようとする青木紀元氏は

瓢箪は蔓草であるから、天吉葛と呼ばれてさしつかえない。⁽⁵⁾

と述べ、(三)の要素にある「天吉葛」が、「鎮火祭祝詞」の「匏」と同一視できることをその根拠としている。しかしながら、「瓢箪は蔓草である」ことは認められても、「鎮火祭祝詞」の記事をもとに「天吉葛」が瓢箪を示すと言い切れるかどうかという判断には、慎重にならざるを得ない。瓢箪は、記・紀では「瓠」

(仲哀記・仁德紀)、「匏」(仁德紀)と表記されるが、『風土記』も含めて「葛」の文字で表された確実な例はない。

「葛」は単独で表記される以外に、「鹽味葛」(エビヅル)、「齊頭葛」(ヨメナ)、「黒葛」(アオカヅラ)、「佐那葛」(ビナンカヅラ)、「布遲葛」(フジ)の用例がある。いずれも蔓植物であり、『風土記』では各郡の產物として書かれる場合が多い。用例中で、次の二箇所の記事が注目される。

A 爾其弟 如兄言具白其母 卽其母 取布遲葛而 布遲二字以音 一宿之間 織縫衣褲及襪沓 亦作弓矢 令服其衣褲等 令取其弓矢 遣其婢子之家者 其衣服及弓矢 悉成藤花。
(應神記)

B 御方里土下 所以號御形者葦原志許乎命與 天日槍命到於

黑土志爾嵩各以黑葛三條着足投之爾時葦原志許乎命之黑葛一條落但馬氣多郡一條落夜夫郡一條落此村故曰三條天日槍命之黑葛皆落於但馬國故占但馬伊都志地而在之一云大神爲形見植御杖於此村故曰御形

Aの「布遲葛」は類似呪術⁽⁶⁾、Bの「黒葛」は土地占有に関する呪術⁽⁸⁾に於ける呪具とされている。このように、「葛」の文字で表記された蔓植物が、わが国古代において呪力を持つものと見做されるに至ったのは、蔓草に共通する旺盛な生命力に起因していると判断するのが自然であろう。

這般の事情から、「葛」の文字で表記された植物の属性は以下の四点に纏められる。

- 1 蔓を持つこと。
 - 2 食用、薬用に供されたり、纖維を綱や網に編むなどして、広く利用されていたこと。
 - 3 呪力を持つと見做されていたこと。
 - 4 その呪力は、旺盛な生命力に起因すると考えられること。
- 問題の一書に戻るが、(一)の火神の名が火の生産の靈力を表す「火産靈」とされている点に注目するなら、これは『日本書紀』第二の一書の所伝と同様に、農産に対する火の効果を語ったものだと見るべきではあるまい。そう考えれば「天吉葛」も、瓢箪ではなく1~4の範疇で解釈され、(甲)に鎮火祭の概念は含まれないものと判断されるのである。

次に(乙)と(丙)の『古事記』はどうかを確認してみた
(乙)の各伝承を、鎮火祭と関連づけてとらえる論者は、(四)

の火神を刀剣で斬るという行為に注目し、刀剣が鎮火の威力を持つと思われる例として、ヤマトタケル伝説のクサナギノツルギの事に言及している。⁽⁹⁾

式内社駿河國益頭郡燒津神社

では、現在も鎮火祭が行われている。「鎮火祭祀詞」を奏上したのち、斎場の中央に点火した薪の火に、瓢箪で汲んだ水をかけ、川菜と砂で押さえて消すというのがその手順である。ヤマトタケルの故事に所縁のある神社の事があるので、もしクサナギノツルギに火を鎮める靈力があるならば、そこで行われる鎮火祭には刀剣が用いられてしかるべきであろうに、それが見られないである。

クサナギの語源は、躊躇を表す「臭」に、蛇を意味する古語の「ナギ」が付いたものであり、草薙の地名伝承は付会とみる説⁽¹⁰⁾が近年では有力である。加えて、(乙)の所伝を虚心に読むなら、イザナミノミコトが擬人化された火神カグツチを刀剣で斬るという行為には、女神を焼き殺した事に対する復讐以外の意味あるいは認め難い事を考え合わせるならば、ここにも鎮火という思想の反映を認めるわけにはゆかないのである。

〈丙〉の『古事記』の記事は、先述のように『日本書紀』の(甲)・(乙)二系統のそれを統合したものである。先に結論を言えば、これも鎮火祭とは無関係だと考えるべきである。火神は、(三)の神々の出現によって鎮圧されとはいいないし、(四)で斬られる箇所にも(乙)同様に鎮火という概念の介入を伺わせる表現が認められないからである。

よって記・紀の九種の伝承は、いずれも鎮火祭とは無関係であ

ることがわかった。「鎮火祭祀詞」と『新撰龜相記』の所伝は、本来鎮火祭とは無関係の記・紀のそれを、鎮火祭の起源を語る伝承につくりかえたものだと考えるべきなのである。

四

本題に入る前に、「鎮火祭祀詞」の形成過程を押さえておくが、前掲の表より、特に(一)・(三)の要素は書紀第三の一書のそれと最も近い関係にある点が確認される。

(一)の神名ホムスピが「火結神」と表記されているが、この用字は平安以降のものだと考えられる。「結」の字が使われているのは、或いは、忌火即ち儀式に用いる神聖な火をきりだす事を示したものだと捉えられよう。

(三)に目を轉じると、「水神」「埴山姫」の二神は問題ないが、「匏」「川菜」がイザナミノミコトの生んだ神々に加えられる点が不自然である事に気づく。前者は、本来植物の育成に関する火の効用を表した書紀第三の一書の三神の中から「水神」「埴山姫」を、鎮火の道具としての「水」と「土」の意に轉じさせて引用したものに相違ない。後者は、鎮火の効果を持たない「天吉葛」にかえて経験上、水を汲むのに必要な「匏」と、火を押さえるために土と併用すると効果的な「川菜」を加えたのだと考えられる。その際、後者には神格化を施さなかったために、前者との間に不整合が生じたわけであろう。

(五)の冥界要素は、(乙)の五つの所伝か、『古事記』からとつたものと見做される。

(六)の要素も同様だが、注意すべきなのは、記・紀では見てはいけないという禁忌が、黄泉で発せられた死に関するものであるのに対して、ここでは女神の最初の一石隠の際に課せられており、出産についてのものだと思われる事である。

(1)の、イザナミノミコトの冥界からの返還坐という要素は、記・紀ではなく、「新撰龜相記」の記事とともに鎮火祭の起源を語る伝承にのみ見られる事は注目に値する。この女神の行為の目的は、鎮火の方法についての「事教」にあるということを考えれば、もっともな事であると言えよう。他の十種の所伝は、

(一)から(七)までの要素が、記されていない要素を除いて順に書かれているのに、「鎮火祭祀詞」のそれだけは、(一)火神の出誕→「石隠」→(六)禁忌と破約→「石隠」→(二)「返坐」→(三)神生みといふ順になっている。この順序の乱れは、「鎮火祭祀詞」の述作者が、資料とした記・紀——おそらく、書紀第三の一書が中心であろうが——の所伝に(二)の要素を挿入する必要から生じたためである。

(四)の火神被殺の件は、ここには記されていないが、記・紀で、この要素を持たない五種の所伝を見てみたい。そのうち三種は、(五)の冥界の要素を含まない「甲」のそれである。残る二種は、(乙)に属する書紀第九と第十の一書である。前者の(五)の「殯斂之處」は、冥界ではない。後者は、書紀一書第六の「部分的別伝」と思われる書紀一書第七以下の四傳承の一つであり、本来は(四)の要素が含まれていたものと推定してもそら不自然ではないだろう。そうだとすると、記・紀に限って言えば、(四)

の火神被殺は、(五)の冥界の要素と対になつてゐる事になる。

ところが、先述のように「鎮火祭祀詞」は、「新撰龜相記」と同様、冥界の事を記しながらも、火神被殺についての記述を切り捨てている。これは、鎮火祭の起源を語る目的の邪魔になるためだと見て大過無いだろう。

以上の事から、「鎮火祭祀詞」の手法については、「二神永別を記紀冥界神話中より借り来つて」、「事教へ神話を創造して、全篇の骨子とした」ものだと考へるのが妥当であることが、確認される。

五

『新撰龜相記』の記事の考察に移るが、先ず当該箇所の本文を掲げる。ここでは便宜的に、西宮一民氏の論文⁽¹⁾に従つて傍縁波線を付した。前者は『古事記』、後者は以下の略号で示した文献にそれぞれ出典がある事を意味する。

祝——「鎮火祭祀詞」、解——「令義解」、旧——『先代舊事本紀』

漢数字は『日本書紀』一書の番号を示す

兩神改事廻之左右然後生主成大八州鳴并諸神最後所生、廻具、
土神火所燒玉門神避坐也。到坐黃泉平坂所思。上國生置惡兒。祝。祝。祝。祝。四
伊勢波命、坐會。爰語曰、吾与汝命、所作之國、未有作意。
今靈也。教曰、惡子荒時、波等鎮之。故六月十二月二季之月大宮四隅火鎮之祭也。伊勢詔、命戀慕不息。往黃泉國

故可還坐、答申吾六已黃泉戸喫訖。可還難也。但与黃泉神、相論將還。暫莫見我。六還入殿内。良久不坐。不能忍、心取櫛一刃、燭火見之故火體已腐爛八雷衛達。于時、畏忌之標穢惡火急逃還。伊勢波命、發忿令豫美都志許女追之。又九八雷率三千五百軍追之。伊勢諾命、逃出黃泉平坂山靈國伊國夜之坂。採桃子擊其賊。已逃還病處置此由也。伊勢波命、最後追來界千曳石八道返曰上國之人、毎日、絞殺千頭。伊勢諾命、詔每夜立三千五百產屋。二十六日伊勢諾命、詔、吾到穢國。故吾爲禊到坐日向之橋水門之阿波岐之原爲禊投棄御村。脫化爲神十二。詔、上瀨者速、下瀨者弱。故中端隱潛之時所成神、十一最生成二神八十禍津日次成二神。大禍津日神直毗直比毗兩神方福洗左御目所成天照太神。洗右御目所成月讀命、洗御鼻所成建速須佐男命。

(『新撰龜相記』四二四~四四四行)

傍線部分が圧倒的に多い点に加え、前掲の表からも、この記事は『古事記』のそれと最も類似性を持つものだと判断される。本文の五八七行には「案古事記」と明記されており、『新撰龜相記』の編者が『古事記』を見ていていた事は確実なのである。『古事記』との主な相違点は以下の四点にとどまる。

- 1、(一)があり、(四)がない事。
- 2、(三)の神々が、類似した排泄物からではなく、イザナミノミコト自身から生まれていてる事。
- 3、ワクムスピヒが見られない事。

4、金神を「今整也」、土神を「今壺也」とする割註が付されている事。

それぞれの理由について、1は「鎮火祭祝詞」の場合と同様に考えられよう。2も、生まれた神々への有難みを薄れさせないための操作と見做される。

3は、ワクムスピヒが鎮火の効用を持たない産靈神ゆえに、省いたものだろう。そういう意味では、ここに金山彦、金山姫の二神が省略されずに採られている点が不審である。だが、これは單に当該記事の述作者が『古事記』の所伝を引用する際に、ワクムスピヒを除外することとめたためだと見るべきだろう。この記事から、剣が鎮火の効用をもつ事を引き出そうとするのは早計である。先述のように、鎮火祭に剣が用いられたとは考えられないからである。もしもこの記事が、例えば「鎮火祭祝詞」のよう、『日本書紀』第三の一書に依拠していれば、(三)の要素に金神が入る余地はなかつた筈なのである。

4では先ず、「今」に注目したい。この語は、

兩神語曰、今吾所生之子不能如之(四二二行)

のよう、文脈の中に記された過去のある一点を指す場合と、

今大祓祝詞云(四七七行)

のよう、「今」という文字を含む文が書かれている時点での現在を示す場合が想定できる。『新撰龜相記』の本文中には、「古今」という熟語の一例を除き、前者と後者が七例づつ見られる。対して割註の九例は、この二箇所を含めてすべて後者だと判断される。その点だけから言えば、問題の割註が書かれた時代には、

金属が鎮火の効用を持つものとして鎮火祭に用いられていたといふ事になるだろう。だが、鎮火祭で鉢と壺に汲んだ水が用いられたことはどうてい思われない。金神を「劍ではなく「鑿」だとするのは、鎮火とは無関係の農耕に関する火の効用から発想されたものだと考えられる。また、土神も本来鎮火祭に於いては火を押さえるための土砂を神格化したものである筈であり、火を消すための水を入れる「壺」を示すものではない筈である。従つて、この註は鎮火祭の実修に即していない的はずれなものだと判断せざるを得ないのである。

更に詳しく述べ見てみよう。確認してきたように、当該記事は『古事記』に依拠したものであると考えられるが、波線部分のそれについて、西宮氏が指摘されるように引用と見做し得るかどうかを検討してみる事にする。

『日本書紀』からの引用とされる八箇所のうち、五箇所は次の二神の神名である。

(金山彦)
(金山彦(四))

(伊勢諾)
(伊勢諾(一)、六、旧) 四箇所

(右が『新撰龜相紀』、左が出典とされる文献。以下同様。)
ともに、書紀からの引用と考えるのが妥当であろう。
一箇所は割註の部分である。

今世入夜忌 一片之火 (六)

二重波線を付した西宮氏の指摘にない文字（以下同様）を含めて、要約を伴う引用と見てよいだろう。

残る二箇所は、それぞれ波線を付した一文字である。

(吾已) 黄泉戸喫訖
(吾已) 黄泉之籠矣 (六)

(採) 桃子 鑿其腋
(採) 其實 (九、旧)

たつた一文字ぐらいの一一致では、引用云々という事の判断は本来不可能だろうが、ここでは、引用と見做してもかまわないだろう。確認して来たように、『新撰龜相紀』の記事は、記・紀のそれを原資料としているという前提があつて、ともに同じ文脈の中での文字の一一致した部分だからである。だが、この八箇所のうち五箇所について、西宮氏が『先代舊事本紀』から採ったものである可能性を示唆されている点については承服し難い。『先代舊事本紀』を、記・紀と同等に当該記事の原資料としては扱う事には問題があるのである。

同様に、「鎮火祭祝詞」からの引用とされた部分八箇所を掲げてみる。

1 (到坐黄泉平坂所思食
(與美津枚坂爾至坐豆所思食)

上國生置惡兒

上津國爾心惡子乎生置豆

還堅

返坐

生金山彦金山姫

更生子

水神

水神

埴山姫

埴山姫

教曰

事教悟給

惡子荒時

惡子能心荒波^(比留)

『新撰龜相記』と「鎮火祭祝詞」の所伝間の影響関係の有無について

ついては意見が分かれており、必ずしも前者が後者を見て作られたものとは言い切れない。5、6は、二乃至三文字の非常に短い単語であり、引用でなくとも一致はあり得る。また、仮に引用によったものとしても、述べてきた理由により、ともに『日本書紀』第二、三の一書からのそれだと判断した方がよいだろう。

残る六例は、全て同一の内容を表していると言つてよい。両者とも鎮火祭という同一の祭儀の起源を語つているので、そうなるのも当然だと考えられる半面、文が非常に似通つており、一方が他方を引用したのだと想定できる。表記法について双方を見るに、1、2、8の三例には、『新撰龜相記』の記事は漢文体であり、「鎮火祭祝詞」のそれは宣命体となつてゐるといふ頗著な相違がある。文体のみから前後関係を論じるのは危険であるし、先入観は排さねばならない。そこで、両者を同等に並べて読み比べた時、目につくのは、「鎮火祭祝詞」の8の「心荒^(波比留)」という表記である。これは、青木氏が指摘された通り、少なくとも奈良時代以前の用字ではない。一方『新撰龜相記』の記事の方はどうかというと、漢文體で表記されており、六例すべてについて、九世纪前半ごろまでに書かれていた可能性は残される事になる。

なお青木氏は、これ以外にも「鎮火祭祝詞」について「神漏義」、「伊佐奈伎伊佐奈美」、「火結神」の三例の問題となる表記を挙げられている。⁽¹⁹⁾『新撰龜相記』では、カムロキ、ホムスとは見られないが、イザナキ・イザナミは「伊努諾」・「伊努波」と表記されており、用字に関しては全て奈良朝の清濁に叶つてゐるのである。

従つて、もし二書間に直接の関係があるとすると、「鎮火祭祝詞」の方に『新撰龜相記』の記事からの引用があると考えるのが自然である。だが、既に述べたように前者は『日本書紀』第三の一書と、後者は『古事記』と、それぞれ近い関係にあり、表からも両者間に引用のような直接的関係は見出だし難く、その可能性は

も稀薄だろう。

残るは『令義解』についての三箇所である。

1
六月十二月二季之月
季夏……季冬

大宮四隅

宮城四方外角

火鎮之祭也

ト部等鑑火而祭

三例とも、同じ鎮火祭についての記述である。3は、二文字のみ

の一一致であり、文脈も異なる。1、2は、それぞれ鎮火祭を執り行う日と場所についての記述であって、全く別個に書かれたとしても、類似した表現にならざるを得ない筈である。ましてや、1は九文字中の一文字、2は二文字のみの一一致に過ぎず、いずれも引用とは考えにくいのである。

『新撰龜相記』の所伝は、記・紀のイザナキ・イザナミ神話の

中の主に『古事記』の記事をもとに、「鎮火祭祝詞」と同様の操作を加えてモチーフをすり替えたものである事が確認された。しかし、ここでは要素の入れ替えは行わず、手法としては、(一)、(三)、(四)の要素を中心に僅かに手を加えるにとどめられていく点が異なっている。

六

次に鎮火祭そのものの成立と、それを職掌としていたト部氏と

の関係を見てみたい。

先ず、ト部氏が、中央の宮廷内に地位を得た時期に注目しよう。これをいつと見做すかという問題について、五世紀以前から、七世紀初頭に至るまで、諸氏の見解には二百年以上の隔りがある。

記・紀を見ると、ト部氏に関係する記事としては、次の二箇所が指摘できる。

壹伎縣主先祖押見宿禰侍^レ祠。

(顯宗三年記春二月)

對馬下縣直侍^レ祠。

(顯宗三年紀夏四月)

この二氏は、それぞれ壹岐、対馬のト部氏の前身ではあるが、ト部氏そのものを指してはいない。記・紀は、ト部氏については直接記述はしていないのである。このことは、帝紀、旧辞が作られた繼體、欽明朝にはまだト部氏が中央での地位を確立していない事を示していよう。いっぽう、『令義解』の職員令には、神祇官として、ト部廿人。

が見られる事から、問題の時期は『大宝令』の成立期以前だと考えられるだろう。従って、平野邦雄氏の、「おそらく、対馬・壹岐には、大陸の帰化人のもたらす亀トを業とするものが、五世紀ぐらいからいて、トモノミヤツコ中臣氏の成立とともにその支配下に入れられ、やがて、その特殊な職掌の故に、その名を負うてト部となり、中臣氏に率いられて、祭祀に加わったものであろう。その時期は、早くとも欽明朝よりは後であろう。」という指摘が説得力を持つだろう。

ところで律令の規定では、鎮火祭はト部氏が執り行うものだとされている。これは、ト部氏が、本来亀トを主な職掌としており、火を用いる祭祀には欠かせない忌火⁽²⁾を扱う事に慣れていたためだと思われる。そしてト部氏が、鎮火祭に携わるようになったのは、亀トの職掌で、既にある程度の地位を築いてから後の、二次的なものだと考へるべきだろう。だとすると、当然その時期は欽明朝より更に降ってからの事である筈である。では、鎮火祭の発生した時期を、ト部氏の職掌となる以前まで遡らせて考へる余地があるだろうか。

鎮火祭について記した古い文献には、ト部氏以外の者がこれを執り行っていた事を示す記事は見られない。また、確認したように、記・紀には、帝紀・旧辞の成立以前から鎮火祭が行われていた事を伺わせる記事は皆無なのである。このような状況に加えて、宮城の火災を予防するというその目的を考えると、鎮火祭は、平城京もしくは平安京への遷都以降に行われた祭儀だと見做すのが穩當である。もちろんこれが、聖なる火の死と再生という別の意味を持つ原始的儀礼を母体として成立した可能性は充分考えられるが、字面通りの意図で行われた鎮火祭については、最初からト部氏が専ら司っていたものと考える以外なさそうである。

それでは、当該伝承が、ト部氏の関係者により、記・紀の所伝を改変して形成された経緯はどのように考えられるだろうか。

ト部氏が、宫廷祭祀である鎮火祭の司祭を務める事により自家

の地位の基盤を固めた事は確実だろう。だが、『古語拾遺』をはじめとする氏文や、『新撰姓氏錄』が編纂される九世紀初頭の機運の中で、ト部氏は絶えず自らの朝廷内での歴史が浅い事を意識せざるを得ない立場にあつたに相違ない。そのような時期にこそ、鎮火祭の歴史を、國家神話としての記・紀と関連づけて語り、鎮火祭⁽²⁴⁾ひいてはト部氏そのものを権威づけようとする動機も生じてこよう。だとすると、問題の記事が形成された時期は、九世紀の初頭だと見るべきである。

この記事は、内容、表記の両面で『古事記』に依拠したものであり、記・紀の編纂資料となる古伝承が反映されているというような文献的価値を期待できるものではない。他の四種の氏文の主な独自伝承を見ると、はじめに述べた『先代舊事本紀』の場合以外でも、『古語拾遺』はフトダメノミコト、『高橋氏文』のイハカムツカリ、『住吉大社神代記』のタモミノスクネというように、記・紀にもその名が見られる各氏族の始祖の業績が例外なく記されている点が特徴として挙げられるだろう。対して、ト部氏の始祖の名は記・紀に記されていないのみならず、『新撰龜相記』の当該箇所は鎮火祭をト部氏の祖神の業績として述べてはいないという点に、この伝承の特異性が認められるのではないだろうか。

註(1)『新撰龜相記』は椿実氏『東大本 梵舜自筆 新撰龜相記』によった。

(2) 武田祐吉氏「本辞における鎮火祭の思想」(『武田祐吉著 作集』第三巻所収)などがこの立場をとる。

(3) 前川清太郎氏「鎮火祭祝詞の意義」(『静岡大学教育学部

研究報告』3) がその立場の代表である。

(4) 武田氏註 (2) 前掲論文二二六～二二七頁。

(5) 青木紀元氏「火の神—鎮火祭の祝詞を中心」(『日本神話の基礎的研究』)一〇二頁)。なお、この事については、忌部正通が、「大吉葛者匏也。」(『神代巻口訣』卷二「神道大系『日本書紀註釋』中・三一頁)と指摘したのが最初である。

(6) 日本古典文學大系『風土記』は、「齊頭蒿」とする。

(7) 日本古典文學大系『古事記 祝詞』一五九頁頭註

(8) 註(6)前掲書三二三頁頭註

(9) 竹野長次氏は「劍の刃の明らかに澄んでいる趣は水の滴るような感じであり、靈劍には火の暴威を鎮圧する奇しき徳のあるものと信じられた。日本武尊の草薙劍も賊の放つた炎々たる火焰を斬り鎮めている。」(『古事記の民俗学的研究』六二～六三頁)と書く。

(10) 桜井満氏『日本武尊論 焼津神社誌』三八一頁

(11) 日本思想大系『古事記』三四〇頁補注

(12) 青木氏註 (5) 前掲書九六～九七頁

(13) 工藤隆氏『新撰龜相記』(『古代文学』21・三三頁)

(14) 高橋俊彦氏『神語と神話—鎮火祭の一考察—』(『國學院雑誌』第四十九卷第一号一五頁)

(15) 武田氏註 (2) 前掲論文二二六～二二七頁

(16) 前川氏註 (3) 前掲論文四頁

(17) 西宮一民氏「古事記に依拠した旧記の発見—『新撰龜相記』・『年中行事秘抄』の研究から—」(『皇學館大學紀要』第十三輯二六～二七頁)

(18) 青木氏註 (5) 前掲書九六～九七頁

(19) 青木氏註 (5) 前掲書九六～九七頁

(20) 平野邦雄氏「日本古代における『氏』の成立とその構造」(『古代学』第十二卷第一号三五～三六頁)

(21) 桜井満氏は、「こうした行事は聖なる火によつて神意を占うのであり、あるいは古くにおこなわれた鹿トや亀トもこれを焼く火に意味があつたのかかもしれない。」(『祭りの火』)一『歴史公論』第十一卷第十号七一頁)と述べる。

(22) 肥後和男氏は、「火炎のおそれは經濟生活の發達に伴ふ財貨の蓄積や、人家の密集形態たる都市の發達等に比例して増大するものであるから、宮城の四方の外角において、かうした祭りを行ふことは、平城京や平安京の發達における規定であらう。」(『原始信仰の研究』一六七頁)と書く。

(23) 鈴木重胤『延喜式祝詞講義』十一之卷に、「忌火を鑽改めさせ給ひて其神氣を充滿せ奉らせ給ひて、穢火を遠く退方の極みに追却はせ給ふ大御政なむ、此鎮火祭なりける」とある。

(24) 角田忠行氏は、『新撰龜相記』という書名について、「新撰姓氏錄などの新撰と同じく、ト部家に神世より傳へ來りし本辭、やがて古記等の中より、撰者の新たに撰び出せる傳記の義なり。」(『新撰龜相記抄講義』上・卷一・一頁)と述べる。『新撰龜相記』の書名には、自家を軽く扱つてゐる『新撰姓氏錄』に対する、ト部氏の何らかの意識が現されている可能性もあるう。

* 本稿で引用した『新撰龜相記』以外の文献の本文は、以下のものによつた。『古事記』『日本書紀』『風土記』『鎮火祭祝詞』—日本古典文學大系、『令義解』—新訂增補國史大系